

## 私財等の寄附者に紺綬褒章を伝達します



ターゲット 17.1

令和2年8月31日

郡山市税務部

市民税課

担当：薄井 浩希

TEL：924-2081

SDGs ターゲット 17.1 「課税・徴税能力の向上のため、国内資源の動員を強化する。」

私財等の寄附者に紺綬褒章の伝達を行います。

- 1 日時 9月1日(火) 午前11時
- 2 場所 市役所秘書課応接室（本庁舎2階）
- 3 受章者 山田 晃久 様  
株式会社山田債権回収管理総合事務所代表取締役社長  
株式会社山田エスクロー信託取締役会長  
司法書士法人山田合同事務所代表
- 4 出席者 郡山市長、税務部長

### <紺綬褒章>

褒章条例第1条の規定に基づき、公的機関や公益法人などへ500万円以上の寄附をした個人に対し授与されます。

今回、山田晃久氏は5回目（本市上申分）の受章となります。